資料3－1

クロマグロ遊漁について（概要）

○太平洋クロマグロは、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、中部太平洋まぐろ類委員会での国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、**厳しい資源管理措置に取り組むこととなった。**

○国は、クロマグロについて、国際的な資源管理措置に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しており、遊漁者についても、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行うこととし、令和3年6月から**広域漁業調整委員会指示による規制**を導入した。

○**令和６年度の広域漁業調整委員会指示内容**

①小型魚（30kg未満）の採捕禁止
②大型魚（30kg以上）の保持は１人１日あたり１尾
③大型魚は陸揚げ日から３日以内に水産庁へ報告
④採捕数量により、大型魚の採捕禁止の公示

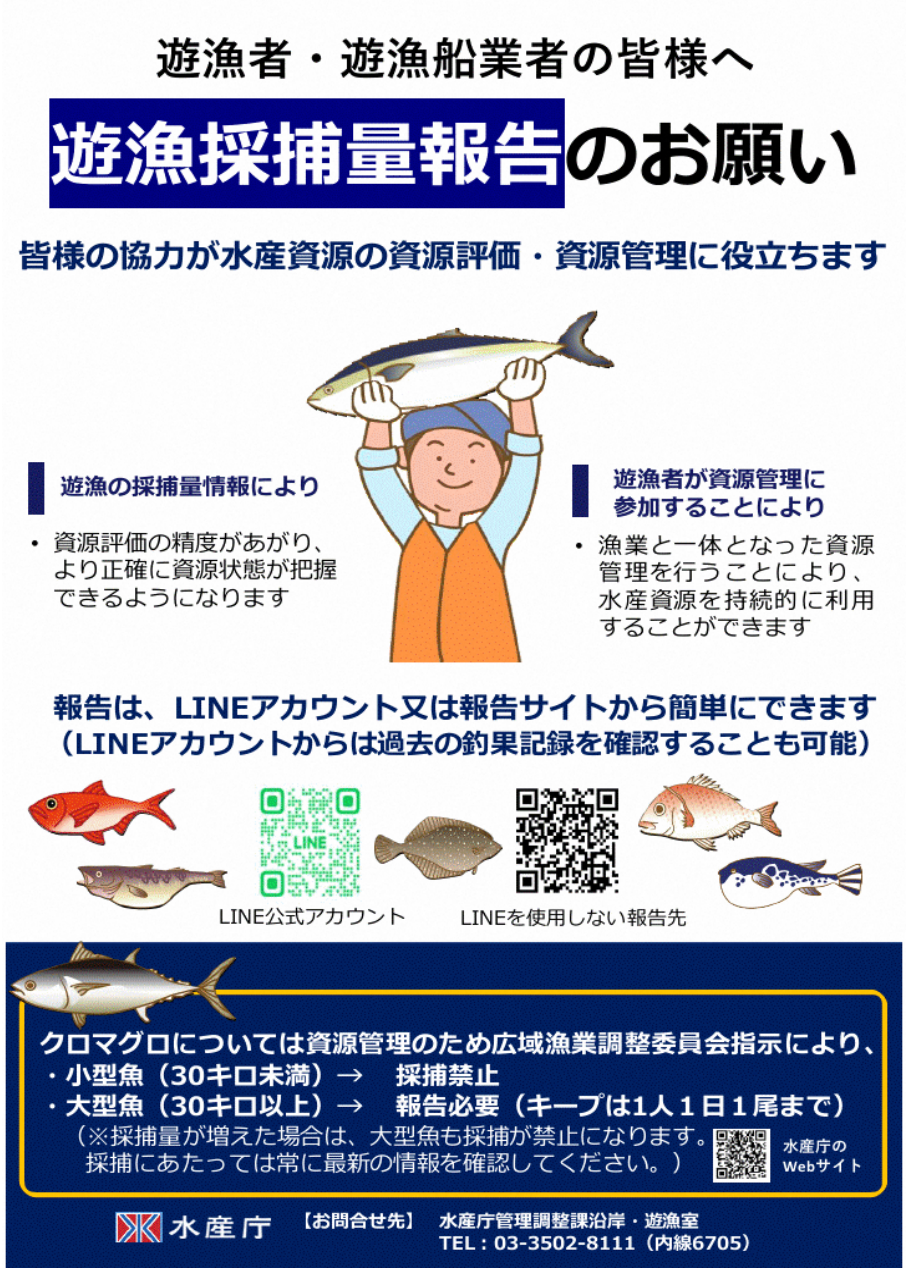

（水産庁資料）

クロマグロ遊漁について（現状）

○大部分の遊漁者は水産庁のホームページを確認して最新の情報を得ながら、採捕禁止期間でないことを確認して釣りをしている。

○クロマグロの管理方法について、多数の意見が寄せられており、来遊前に他の海域で採捕されるため採捕機会が無い、採捕禁止が早すぎるなど。

○一部に**規制を守らない遊漁者**がおり、国や道に違反情報が寄せられている。国と道で速やかに共有しながら、国と道が連携して調査・指導を行っている。

令和６年度

（水産庁資料・一部追記）

時期	4月～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	1～3月	合計
数量	5トン	7トン	7トン	8トン	5トン	5トン	40トン
実績	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン	38トン
主な採捕海域	J3	J8,J7,J6	J8,J7	J1,J8	J1	J3,J1	
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～6/30	7/7～7/31	8/5～9/30	–	1/9～3/31	
採捕可能日数	5日	4日	6日	4日	92日	8日	

令和５年度

時期	4月～5月	6月	7月	8月	9～12月	1～3月	合計
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	(6.1トン)	37.4トン
実績	4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6トン	37.3トン
主な採捕海域	J3	J8	J8	J1,J9	J1	J3,J1	
採捕禁止期間	4/28～5/31	6/18～6/30	7/10～7/31	–	11/4～12/31	1/24～3/31	
採捕可能日数	２７日	１７日	９日	３１日	６４日	２３日	

○採捕上限数量と実績（令和７年１月時点）

令和６年度：上限数量40トン　実績38トン

令和５年度：上限数量37.4トン　実績37.3トン

令和４年度：上限数量40トン　実績42.6トン

令和３年度：上限数量20トン　実績19.9トン

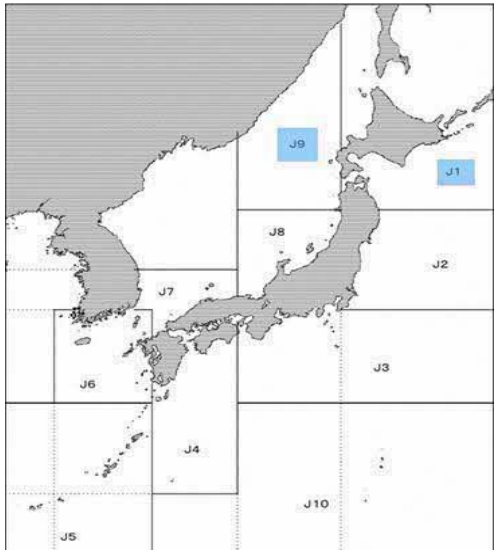

海域図

クロマグロ遊漁について（指導状況）

委員会指示違反者に対する命令

○これまでは、違反があった場合、広域漁業調整委員会の会長名で違反行為に対して指導の文書を発出し、再度違反が確認された場合は、農林水産大臣名で広域漁業調整委員会の指示に従うべき旨の命令（裏付け命令）を発出していました。

○令和６年度から違反が確認された場合、直ちに命令（裏付け命令）が発出されることになります。
命令に従わない場合、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金等）が適用されます。

遊漁者によるクロマグロ採捕等の広域漁業調整委員会指示違反に対する指導事例

違反時期	採捕海域	違反内容
令和４年５月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和４年６月	J8	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和４年７月	J8	小型魚（30kg未満）を採捕
令和５年３月	J6	小型魚（30kg未満）を採捕
令和５年５月	J8	小型魚（30kg未満）及び採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和５年５月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和５年６月	J8	小型魚（30kg未満）を採捕
令和５年６月～８月	J9	遊漁により採捕したクロマグロを営利目販売（沿岸くろまぐろ漁業の無承認操業）
令和５年10月	J3	小型魚（30kg未満）を採捕
令和５年10月	J1	遊漁により採捕したクロマグロを営利目販売（沿岸くろまぐろ漁業の無承認操業）
令和５年12月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和５年12月	J1	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和５年12月	J7	採捕禁止期間中に大型魚（30kg以上）を採捕
令和６年１月	J1	採捕実績（30kg以上）の無報告

※J1・J9海域は北海道周辺

（水産庁HP）

広域漁業調整委員会指示違反により農林水産大臣名で広域漁業調整委員会指示に従うべき命令を発出した事例
当該命令に違反した場合は、漁業法第191条に基づく罰則（１年以上の懲役または50万円以下の罰金）が適用されます。

（令和６年10月23日時点）

1	違反者の情報	長崎県在住	令和６年６月、長崎県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年６月	
	違反海域	長崎県壱岐沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月５日	
2	違反者の情報	富山県在住	令和６年６月、富山県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年６月	
	違反海域	富山県吉原沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月27日	
3	違反者の情報	山形県在住	令和６年６月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年６月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月27日	
4	違反者の情報	山形県在住	令和６年７月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和６年７月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和６年８月30日	

Ⅱ　議論の結果、専門部会委員の意見が一致した内容

（１）現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直し

		令和６年度（現行）	令和７年度（見直し）
採捕上限の設定		複数月での設定が存在	毎月均等に設定
大型魚のバッグリミット（保有制限）		１人１日１尾	１人毎月１尾
採捕報告の期限		陸揚げ後から３日以内	陸揚げ後から1日（翌日）以内
採捕報告の内容	採捕者情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
	採捕したくろまぐろ（大型魚）の情報	・重量、尾数 ・陸揚げ日 ・採捕した海域	・重量、尾数 ・尾さ長が確認できる写真 ・計量方法（はかり、目測など） ・尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ） ・陸揚げ日 ・採捕した海域 ・陸揚げ場所
	船舶情報	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県、遊漁船登録番号
		（遊漁船以外を利用した場合）	（遊漁船以外を利用した場合） 船舶番号又は船舶検査済票の番号
虚偽報告抑止策			・二重認証システム（電話番号認証）の導入 ・本人確認書類の提出
委員会指示の有効期間		１年間（R6.4.1～R7.3.31）	２年間（R7.4.1～R9.3.31）

（２）新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする委員会指示による届出制を令和８年4月1日から新たに導入する。
なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	**令和８年４月１日から令和９年３月31日の間**にクロマグロを採捕しようとする遊漁者	**令和８年４月１日から令和９年３月31日の間**にクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運航する者 ※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しようとする者も含む
届出内容	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・使用予定船舶（任意） ・出入港予定場所（任意）	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・船名 ・遊漁船登録番号（遊漁船の場合） ・船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） ・出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の１営業日前まで	令和〇年△月□日から令和８年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に１回	受付期間中に１回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ／システム（開発中）	
未届出者への対応	・届出を行っていない者はクロマグロの採捕をしてはならない。 ・クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。	・届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

釣り人(遊漁船・プレジャーボート利用等)の皆様へ

クロマグロ釣り

令和７年４月からルールが変わります！

下瀬 環　沖縄さかな図鑑
（沖縄タイムス社）

大型魚（30kg以上）の釣りのルールの主な変更点

- ✓ 持ち帰ることができる尾数は**1人毎月1尾**まで！
- ✓ 陸揚げ後の**報告は翌日まで**！
- ✓ 報告内容の追加！
  - ○ クロマグロの長さがわかる**写真**

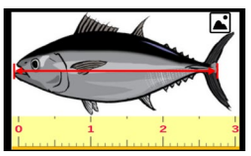

  - ○ **陸揚げ場所**（港、マリーナなど）
  - ○ **船の情報**（遊漁船登録番号又は船舶番号）
  - ○ **本人確認書類**（免許証など）

ルールの詳細はここを確認

★ 小型魚（30kg未満）の釣りは周年禁止！

意図せずクロマグロを採捕した場合には直ちにリリース。

釣行前に必ず採捕禁止期間ではないことを確認！

クロマグロ　遊漁　検索

水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL：03-3502-8111（内線6705）